

奈良県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
千森医院	桜井市大字粟殿四六六―二	令和四年五月三十一日
麒麟堂薬局大淀店	吉野郡大淀町大字新野六七―六	令和四年十一月三十日